

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課企画調整室

令和の日本型学校体育構築支援事業武道映像資料
「日本の武道を学ぼう」について（周知）

スポーツ庁では、学校体育の充実を図るため、「令和の日本型学校体育構築支援事業」において、子供たちの安全・安心を確保し、技能差・体力差・体格差等に配慮しながら、個々の能力に適した指導・支援を行うことで、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育の授業改善を図ることを目指し、同事業を実施しています。

このたび、我が国固有の伝統文化である武道の指導の充実を図るため、子供たちが多様な武道に触れるとともに、技の仕組みや一つ一つの動作がもつ意味などについて、より深く理解し実践することができるよう映像資料を作成し、スポーツ庁ホームページに掲載しましたのでお知らせします。中学校・高等学校における保健体育の授業等での学習に限らず、多くの方が武道の魅力に触れていただけるよう広くご活用ください。

つきましては、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対して、附属学校を置く国公立大学法人の附属学校担当課においては関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社に対して周知くださるようお願いいたします。

また、学校へ周知を行う際には、全ての学校に一律に周知するのではなく、例えば他の案件とまとめた周知や、クラウドを活用した文書の共有等、学校の事務負担軽減にご配慮いただくようお願いいたします。

1. 内容

日本の武道を学ぼう

（柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道）

2. 公開URL

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00006.htm



【本件照会先】

スポーツ庁政策課企画調整室

学校体育指導係 飯田、外薗

電話：03-5253-4111（内線2674）